

別表六（二の二）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が法第69条《外国税額の控除》若しくは措置法第66条の7第1項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》若しくは同法第66条の9の3第1項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合、連結法人が法第81条の15《連結事業年度における外国税額の控除》若しくは措置法第68条の91第1項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》若しくは同法第68条の93の3第1項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は外国法人が法第144条の2《外国法人に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「前期までに減額された控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額のうち未充当分」の各欄には、減額された控除対象外国法人税の額（法第69条第1項又は第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額をいいます。以下同じ。）又は個別控除対象外国法人税の額（法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいいます。以下同じ。）の未充当額（前期分の別表六(三)「当期分」の「当期使用額⑤」の外書の金額）が最近の事業年度又は連結事業年度の減額分から順次残っているものとした場合の各期別の金額をそれぞれ記載します。

3 適格合併、適格分割又は適格現物出資が行われた場合の「14」から「17」までの各欄は次により記載します。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該

適格合併の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において減額された控除対象外国法人税の額若しくは個別控除対象外国法人税の額のうち未充当分金額又は当該適格合併の日の前日の属する連結事業年度以前の各連結事業年度若しくは各事業年度において減額された個別控除対象外国法人税の額若しくは控除対象外国法人税の額のうち未充当分金額を含めて記載します。

(2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度前の各事業年度若しくは各連結事業年度において減額された控除対象外国法人税の額若しくは個別控除対象外国法人税の額のうち未充当分金額（当該法人が移転を受けた事業に係る部分に限ります。）又は当該分割法人等の当該適格分割等の日の属する連結事業年度前の各連結事業年度若しくは各事業年度において減額された個別控除対象外国法人税の額若しくは控除対象外国法人税の額のうち未充当分金額（当該法人が移転を受けた事業に係る部分に限ります。）を含めて記載します。

(3) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の各事業年度又は各連結事業年度において減額された控除対象外国法人税の額又は個別控除対象外国法人税の額のうち未充当分金額から当該適格分割等に係る分割承継法人等に移転した事業に係る部分の金額を控除した金額を記載します。